

平成23年12月第3回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成23年12月7日第3回互理町議会定例会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子	2 番 高野孝一
3 番 熊田芳子	4 番 小野一雄
5 番 佐藤正司	6 番 安藤美重子
7 番 百井いと子	8 番 鈴木高行
9 番 鈴木邦昭	10番 渡邊健一
11番 四宮規彦	12番 高野進
13番 熊澤勇	14番 佐藤アヤ
15番 島田金一	16番 鞠子幸則
17番 佐藤実	18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	佐藤仁志	企画財政課長	佐藤浄
震災復興推進課長	高橋伸幸	税務課長	日下初夫
町民生活課長	安喰和子	保健福祉課長	阿部清茂
産業観光課長		都市建設課長	古積敏男
兼わたり温泉鳥の海所長	東常太郎	会計管理者	齋藤良一
上下水道課長	作間行雄	会計課長	齋藤功
教育長	岩城敏夫	監査委員	佐々木利久
学務課長	遠藤敏夫	生涯学習課長	
農業委員会事務局長	酒井庄市		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子司	事務局班長	牛坂昌浩
書記	櫻井直規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

午前9時59分 開会

議長（安細隆之君） これより平成23年12月第3回互理町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 佐藤正司議員、6番安藤美重子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。
今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から12月14日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月14日までの8日間に決定いたしました。
なお、お諮りいたします。12月10日及び12月11日は休会の日ですが、町民に開かれた議会運営、そして仕事の関係等で平日に議会傍聴ができない町民の方々に議会傍聴の機会を設けるため、特に会議を開くことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。
よって、12月10日及び12月11日は、特に会議を開くことに決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から条例案4件、補正予算案5件、その他6件、計15件が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を10名から受理しております。

第4、監査委員から例月出納検査報告書、財政援助団体監査報告書、並びに随時監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

第5、閉会中の議会及び議長の動向について、別紙お手元に配付のとおり報告をします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第3回互理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案15件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

初めに、議案第59号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支

援するための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、障害者自立支援法の一部改正が行われたことから、引用する条項の改正を行うものであります。

議案第60号 亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の改正により、基本計画の同意の日を平成23年3月31日から平成25年3月31日に改正を行うものであります。

議案第61号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する亶理町町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、震災による収入減少に伴う国民健康保険税の減免に関する条文を国の財政支援基準に合わせ、より明確にするための改正を行うものであります。

議案第62号 スポーツ振興法の改正に伴う関係条例の整理等に関する条例については、スポーツ基本法が本年6月に公布され、スポーツ基本法の施行期日を定める政令により本年8月24日から施行されたもので、この法律はスポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が変化する中で、時代にふさわしい法を整理することは急務の課題であるため、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を全部改正する形で制定されたもので、従来のスポーツ基本法の定める施策を充実させつつ、新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示し、国、地方公共団体、スポーツ団体等の関係者の連携と協働によってその基本理念の実現を図ることを具体的に規定するための整理を行うものであり、亶理町スポーツ推進審議会条例から亶理町荒浜フィッシャリーナ条例までの8条例の文言等整理を行うものであります。

議案第63号及び議案第64号の公の施設における指定管理者の指定については、平成21年4月1日から平成24年3月31日まで、社会福祉法人亶理町社会福祉協議会に亶理町ゆうゆう作業所及び亶理町ほのぼの園各施設の指定管理者の指定を行っていましたが、実績を踏まえ、引き続き平成24年4月1日から平成27年3月31日まで、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 公の施設における指定管理者の指定については、平成21年4月1日から平成24年3月31日まで下郡区に逢隈駅東自転車等駐車場の指定管理者の指定を行っていましたが、実績を踏まえ、引き続き平成24年4月1日から平成27年3月

31日まで、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第66号及び議案第67号並びに議案第68号の公の施設における指定管理者の指定については、平成21年4月1日から平成24年3月31日まで、社団法人亙理町シルバー人材センターにそれぞれ亙理駅西自転車等駐車場及び亙理駅東自転車等駐車場並びに亙理駅東駐車場各施設の指定管理者の指定を行っていましたが、実績を踏まえ、引き続き平成24年4月1日から平成27年3月31日まで、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明を申し上げます。

議案第69号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182億6,588万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ405億7,069万5,000円とし、あわせて地方債の追加及び変更を行うものであります。

今回の補正につきましては、これまでの補正予算と同様に、東日本大震災に関連する復旧・復興事業の増額補正に加え、これまで計上した各種事業費の精査による減額補正などがその主なものになります。

なお、東日本大震災の本格的復興策を盛り込んだ国の第3次補正予算が先月の11月21日に国会において成立したところでありますが、その第3次補正予算関連事業の詳細につきましてははまだ明確に示されていないことから、第3次補正予算に関連する事業費は、その中でも大至急取り組まなければならない一部の事業を除き、各種事業の制度設計がはっきりした段階で改めて提案させていただきたいと考えております。

それでは、今回の歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

各款にわたり職員等の人件費を補正しておりますが、先般の12月1日の臨時議会において可決いただきました亙理町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づき、給料の引き下げにより各支出科目において減が生じたもののほか、本年度の人事異動による各課等人員の増減及び災害応援に係る自治体派遣職員の増が主なものであります。

1款議会費につきましては、これまで使用してきた議場用マイクシステムが老朽

化していることに加え、東日本大震災により配線設備等にふぐあいがあることから、それらの設備を更新するための費用として420万4,000円を増額補正するものがあります。

2款総務費につきましては、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々の慰霊を行うため、1年が経過する平成24年3月11日に合同追悼式を開催するための費用として238万5,000円を増額補正するもののほか、広報経費において、東日本大震災の発生から支援物資の提供や寄附などで支援をいただいた方々を対象に、亘理町震災写真集を贈呈するための委託料558万8,000円を増額補正するものなどがその主なものであります。

3款民生費1項社会福祉費につきましては、初めに9月補正予算において可決いただきました地域支え合い体制づくり事業（園芸療法拠点事業）が事業費の一部を除き、国の第3次補正予算で示された東日本大震災復興交付金事業に該当することになったことから、6款農林水産業費の被災地域農業復興総合支援事業に組み替えるため、6,005万円を減額補正するものであります。

次に、障害者福祉費につきましては、東日本大震災後、扶助費のサービス利用状況に変化があることから、これまでの実績をもとに各サービス費を精査した結果、減額する事業費、増額する事業費を合わせて784万3,000円増額補正するものであります。また、ゆうゆう作業所につきましては、作業所が被災したことにより一定期間の閉鎖を余儀なくされた結果、作業所におけるその期間の福祉サービス費収入もなくなってしまったことから、運営費の不足額として委託料530万円を増額補正するものであります。

3項災害救助費につきましては、11月補正予算に引き続き、被災された方々が入居している仮設住宅の寒さ対策の一環として実施する事業であり、希望のあった仮設住宅入居世帯にエアコンを設置する事業費として8,379万円を増額補正するもののほか、災害援護資金として1億4,090万円を増額補正するものがその主なものであります。

4款衛生費につきましては、予防接種経費における日本脳炎予防接種事業及び子宮頸がん等ワクチン予防接種事業において、当初の想定より接種率が高いことから、その不足する委託料を合わせて1,844万2,000円増額補正するものであります。また、日本ユニセフ協会の支援を受け、中学3年生以下の子供たちを対象に1回当

たり2,000円のインフルエンザワクチン代が助成されることとなったことから、その事業費として1,261万5,000円を委託料及び補助金として増額補正するものであります。

次に、し尿処理費につきましては、亘理名取共立衛生処理組合の浄化センターが東日本大震災により被災し使用できなくなったことから、県内外の他の施設にし尿の処理を委託せざるを得ない状況となっております。そのため、現段階までかかり増ししたし尿の運搬及び処理費用の不足額を亘理名取共立衛生処理組合し尿処理負担金として6,433万8,000円増額補正するものであります。

6款農林水産業費につきましては、初めに農業振興事務経費において農業の復興及び被災農家の支援を図るための地域農業経営再開復興支援事業として、農地の集積に対し、被災地域農地集積支援金交付事業補助金300万円を増額補正するものと、津波被害を受けたみやぎ亘理農業協同組合の南原低温倉庫等の改修に当たり、農業用施設災害復旧事業補助金として3,937万1,000円を増額補正するものであります。

次に、東日本大震災農業生産対策事業につきましては、東日本大震災により被災したイチゴ、野菜、花卉などの生産基盤整備の復旧に係る事業であり、事業数につきましては、既に9月補正で計上している事業も含め、実施主体がみやぎ亘理農業協同組合のものが14事業、亘理いちご吉田地区生産組合のものが1事業となっております。主にイチゴの大型ハウスの補修、農業機械及び生産資材の導入等を行うもので、イチゴや花卉のような生産性の高い事業については総事業費の5%、米、大豆などそれ以外のものについては10%を国県費に合わせ、町単独費でかさ上げし、補助を行うものであります。

被災地域農業復興総合支援事業費につきましては、9月補正予算の東日本大震災農業生産対策事業で予算化していた事業であります。国の第3次補正予算に該当する事業となったことから、東日本大震災農業生産対策事業を減額し、新たに被災地域農業復興総合支援事業費として2億6,062万5,000円を増額補正するものであります。この事業は、地域支え合い体制づくり事業（園芸療法拠点事業）として3款民生費で減額した6,005万円のほか、ただいまご説明いたしました東日本大震災農業生産対策事業からの減額分3,678万4,000円を組み替えるものに加え、当初予定していたイチゴパイプハウスを鉄骨ハウスに変更したことなどから事業費が増加しているものであります。

水産業振興経費につきましては、東日本大震災により大きな被害を受けた荒浜魚市場の復旧事業に対し、水産業共同利用施設復旧支援事業補助金として270万円を増額補正するものであります。

7款商工費につきましては、町内3カ所で進めております震災緊急復興事業（仮設店舗・工場等施設整備事業）において、独立行政法人中小企業基盤整備機構の助成を受け、仮設店舗周辺を整備する事業費277万3,000円を増額補正するものと、津波により荒浜地区の公衆トイレがすべて使用できないことから、応急復旧が可能な海浜の森公園駐車場公衆トイレの整備を行うため、下水道切りかえ工事として49万4,000円を増額補正するものであります。

8款土木費につきましては、道路新設改良費において、国の災害査定で認められた町道鹿島神宮寺線及び袖ヶ沢若宮線の復旧工事にあわせ側溝の改修工事を行うもので、側溝改修を災害復旧工事と同時施工することにより町の負担が軽減されるため、2,460万円を増額補正するものであります。

次に、国の補助を受け実施している活力創出基盤整備事業（町道沼添一里原線、亘理浜吉田線）について、県との協議の結果、追加の事業費が認められたことから7,300万円を増額補正するものであります。

住宅建設につきましては、災害公営住宅の整備事業であり、現段階で国の第3次補正予算の詳細は示されておりませんが、復興事業の中でも早急に進めなければならない事業であることから、災害公営住宅整備事業費として25億1,131万6,000円を増額補正するものであります。事業内容といたしましては、亘理、吉田、荒浜地区に1棟当たり50戸が入居できる鉄筋コンクリートづくりの災害公営住宅を計8棟程度建設し、合計400戸を整備するものであります。今回は平成23年度分を予算計上しており、荒浜地区の建設用地費及び造成費に加え、県への災害公営住宅建設業務委託費がその主なものであります。

9款消防費につきましては、東日本大震災の発生により増加している職員人件費分として亘理地区行政事務組合消防費負担金を1,097万円増額補正するもの、及び東日本大震災で殉職された消防団員に対する賞じゅつ金として3,000万円を増額補正するもの、並びに老朽化した水防倉庫の建設費として2,500万円を増額補正するものが今回の補正の主な内容であります。

10款教育費2項小学校費につきましては、平成24年度の特別支援学級の増加に伴

い、吉田小学校、長瀬小学校、高屋小学校の3校において内部改修工事を行うものと、長瀬小学校の学級数の増加からプレハブ仮設教室を設置する必要があり、その設置工事費を合わせて3,610万円を増額補正するものであります。

次に、4項社会教育費につきましては、事業費の精査による減額補正のほか、文化財発掘経費における臥牛城跡地内での宅地造成工事計画に伴う発掘調査の事業費として262万7,000円を増額補正するものであります。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費につきましては、9月21日の台風15号により被災した農業施設及び林業施設の復旧に要する経費であり、合わせて946万4,000円を増額補正するものであります。

2項公共土木施設災害復旧費におきましては、6月補正において常磐自動車道から西側部分の被災道路災害調査委託料を計上しておるところですが、今回は残りの町道及び公園の災害調査委託料として2億1,600万円増額補正するものであります。

次に、4項災害廃棄物処理費につきましては、これまで1次処理に係る経費を計上してきたところではありますが、今回においては主に宮城県に委託する2次処理に係る災害廃棄物処理費として139億748万7,000円を増額補正するものであります。災害瓦れきの2次処理に関しましては、宮城県が亘理処理区として株式会社大林組東北支店を代表とするJV（ジョイントベンチャー＝共同企業体）に総額543億2,700万円、これについては平成23年度から25年度の3カ年で2次処理を委託することが決定していることではありますが、そのうちの調査測量設計費や2次処理施設設置費等の平成23年度分を増額補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

9款地方交付税につきましては、国の第3次補正において、東日本大震災に係る災害復旧事業及び震災復興交付金事業の町負担分に充てるため震災復興特別交付税が創設されたため、調整財源としての特別交付税と合わせ47億3,182万6,000円を増額補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、総額で146億2,506万6,000円を増額補正するものでありますが、東日本大震災に係る復旧・復興経費に対する補助がその大部分を占めており、主なものとしては国庫補助金における災害公営住宅整備事業費補助金18億8,348万7,000円及び災害廃棄物処理費補助金121億6,348万7,000円、並びに東日本大震災復興交付金3億7,667万円であります。

14款県支出金につきましては、国庫支出金と同様に、東日本大震災に係るものとして災害援護支出金貸付金にする民生費負担金1億4,090万円を増額補正するもののほか、農林水産業費補助金である東日本大震災農業生産対策交付金及び宮城県農業生産復旧対策事業補助金を合わせて7億4,348万8,000円を増額するもの、さらには災害救助費委託金として8,379万円を増額補正するものがその主なものであります。

16款寄附金につきましては、全国の方々から今回の東日本大震災に係る災害復旧復興のための寄附金として65件、809万6,000円をちょうだいしたほか、ふるさと納税など震災以外の目的で8件、113万円、合わせまして73件、922万6,000円の貴重な寄附をちょうだいたしました。衷心より御礼を申し上げるところであります。

地方債の追加及び変更につきましては、台風15号の影響による災害復旧費の財源として林業施設災害復旧事業債を200万円、農業施設災害復旧事業債320万円を新たに借入れするほか、事業費等の変更に伴う精査及び国の第3次補正予算により、東日本大震災に係る災害復旧費の起債対応分が災害復興特別交付税で措置されることになったことから、借入額の変更を行うものであります。なお、農業施設災害復旧事業債につきましては、東日本大震災に係る災害復旧費として既に計上していたため、追加ではなく変更に該当するものであります。

議案第70号 平成23年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,003万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,431万円とするものであります。

歳出におきましては、東日本大震災の発生により医療機関窓口での一部負担金が免除になっておりますが、そのことに伴う療養給付費及び療養費の増額分等として、それぞれ一般被保険者療養給付費2億2,800万円、退職被保険者等療養給付費4,110万7,000円、一般被保険者療養費1,252万円、退職被保険者等療養費78万8,000円を増額補正するものと、平成22年度分療養給付費負担金の精算に伴う償還金として4,561万円を増額補正するものがその主なものであります。

歳入につきましては、歳出における療養給付費及び療養費の増等に対し、財政調整交付金5,398万5,000円、国民健康保険災害臨時特例補助金2億1,593万9,000円、療養給付費交付金1,470万7,000円を増額補正するものと、平成22年度療養給付費負担金の精算に伴う償還金の財源として財政調整基金繰入金4,541万3,000円を増額補正するものがその主なものであります。

議案第71号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,633万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,254万9,000円とし、あわせて地方債の変更を行うものであります。

今回の補正は、第3処理分区（荒浜地区）に係る公共下水道事業災害復旧工事として5,000万円増額補正するもののほか、荒浜地区雨水排水路の復旧として荒浜排水区災害復旧工事として1億7,600万円を増額補正するものがその主なものであります。

歳入におきましては、復旧工事費の財源として公共下水道事業施設災害復旧国庫補助金1億8,080万円を増額補正するほか、一般会計繰入金3,643万4,000円を増額補正するものであります。なお、一般会計繰入金につきましては、公共下水道事業の繰入基準に基づく繰入金に該当するため、一般会計において震災復興特別交付税の対象となる見込みであります。

最後に、地方債の変更につきましては、公共下水道事業災害復旧工事の財源として災害復旧事業債の限度額を5,000万円に変更するものであります。

議案第72号 平成23年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,228万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,169万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、人事異動等に伴う職員人件費221万8,000円の減額補正に加え、保険給付費における施設介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費の増額補正がその主なものになります。施設介護サービス給付費につきましては、東日本大震災により被災した方の一部負担金が免除となっていることから、その給付費の不足分1,160万円を増額補正するものであり、特定入所者介護サービス費につきましても、施設入所者の食費・居住費サービス費が被災した方について免除となることから、その不足額3,290万円を増額補正するものであります。

歳入につきましては、9月補正以降申請のありました東日本大震災に係る保険料の減免分として第1号被保険者保険料を210万円減額するものと、その保険料の減額分及び歳出において増額補正した保険給付費に対する国庫補助金として、介護保険災害臨時特例補助金3,660万円を増額補正するものがその主なものであります。

最後に、議案第73号 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）につい

てご説明申し上げます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきましては、収入において東日本大震災に伴う災害復旧事業に対し国庫補助金などの営業外収益が見込めることから1,177万6,000円を増額し、総額8億4,473万9,000円とするものであります。また、支出につきましては、営業費用のうち人事異動等により205万円を減額補正するもので、総額8億3,505万5,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出については、収入において収益的収入と同様に、災害復旧事業に対して国庫補助金などの収入が見込めることから2,394万円を増額し、総額9,733万7,000円とするものであります。支出においては、仮設住宅の建設等に係るメーターの出庫増により50万円増額となっているものの、今年度実施予定であった愛宕・吉田圧力計装置更新工事が平成24年度に延期になったことなどから、それらを相殺した274万2,000円を減額補正するもので、総額3億6,933万円とするものであります。

予算第5条に定めた起債の目的及び限度額につきましては、東日本大震災に係る災害復旧事業債620万円を追加するものが主な内容であります。

予算第9条に定めた他会計からの補助金につきましては、東日本大震災に係る災害復旧事業費の一部を一般会計が負担することとなるため、繰入基準に基づき753万3,000円を予定額に追加するものであります。なお、一般会計繰入金につきましては、公共下水道事業特別会計と同様に、一般会計において震災復興特別交付税の対象となる見込みであります。

以上の提出議案であります。慎重ご審議を賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時39分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 佐藤正司

署名議員 安藤美重子